　災害事実・休業期間証明書（労災則第４６条の２７）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 労働保険番号 | |  |
| 被災者氏名・生年月日 | | （T.S.H　　年　　月　　日生） |
|  | | |
| 災害事実の証明欄 | 負傷又は発病年月日　令和　　　年　　月　　日　午前・午後　　　時　　　分頃  災害の原因及び発生状況            　　　　上記のとおりであることを証明する    令和　　　年　　　月　　　日  被災者との関係　　現認者又　 住　所  　は証明者　 氏　名 | |
| 休業期間の証明欄 | 上記の者は、令和　 　年　　 月　 　日に負傷（発症）した傷病により、  令和　 　年　　月　　日から令和　 　年　　月　　日まで　　　日間の内　　　日  療養（入院・就床・通院）のために業務（休業）に全く従事していなかったことを  証明します。  令和　　　年　　　月　　　日  被災者との関係　　証明者　　住　所  　氏　名 | |

１　特別加入者に係る保険給付の請求等においては、労働者災害補償保険法施行規則第46条の27により「事業主の証明を受けなければならないとされている事項を証明することができる書類その他の資料を、当該請求書又は届書に添えなければならない。」とされています。

２　第２回目以後の休業(補償)給付請求書には、災害事実の証明は必要ありません。

３　休業(補償)給付請求以外の各種請求においても、この様式を「災害事実証明書」（休業期間欄の証明は不要）として使用できます。「災害事実証明書」は、事業主の証明を必要とする各種請求書毎に添付してください。